

特定鳥獣保護管理計画(ツキノワグマ)(案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成20年7月11日(金)から平成20年8月11日(月)までの1ヵ月間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「特定鳥獣保護管理計画(ツキノワグマ)(案)」について意見・情報の募集を行った結果、28名から79件の意見が提出されました。また、県政モニターの方々から、「役所ことば」改善の観点からの意見・情報が56件提出されました。

これらの意見に対する滋賀県の考え方を以下に示します。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報等は適宜集約したものとなっており、また、参考とさせていただく意見・情報については、県の考え方を示していません。

2. 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

【提出された意見・情報の概要】

第6章「保護管理の目標」に関する内容	1件
第7章「施策の内容に関する事項」に関する内容	49件
第8章「その他保護管理のために必要な事項」に関する内容	18件
別紙1「有害鳥獣捕獲目的のツキノワグマの捕獲に係る基準」に関する内容	9件
別紙2「ツキノワグマ出没対応マニュアル」に関する内容	2件
<hr/>	
意見総数	79件

(内容は別紙のとおり)

3. 特定鳥獣保護管理計画(ツキノワグマ)(案)に対する「役所ことば」改善の観点から、県政モニターの方々に意見を求め、それらの意見に基づき修正等を行ったもの

【提出された意見・情報の概要】

(1) 用語、語句修正関係	54件
(2) 図、レイアウト関係	2件
うち 考え方を示した意見・情報の合計	26件
上記各項目と同一内容の意見・情報	10件
施策を実施するうえで参考とさせていただく意見・情報	20件

(内容は別紙のとおり)

特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）（案）に対する意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	頁	章	項目	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
1	25	6	(2)	捕殺をせず、移動放獣が増えると、人を怖がらない新世代ベアーズが育ってしまう可能性があり、それについての文章を追加する必要がある。	移動放獣を行う場合には、人を怖がらない個体が増えないよう、嫌悪条件付けを行った上で放獣を行うとともに、再度集落付近に出没し捕獲された個体については、殺処分を認めることとしております。
2	26	7	(1)	個体数推定や個体数水準を県という行政区分単位で認識することに意味はなく、総捕獲数管理のもとになっている個体数水準は科学的根拠のあるものではないため、「年間総捕獲数20頭」を削除してほしい。	クマのように広域を移動する動物の保護管理については、個体群ごとに方針を定めることが望ましいですが、近隣府県との連携体制がまだ構築されていないこと等により、個体群ごとの保護管理を進めることは困難です。そのため当面は、年間総捕獲数の上限の設定を含め、県内個体群について保護管理を進めることとしています。ただし、今後同一個体群が属している関係府県と協議を行い、整合性のある保護管理を進めることとしています。
3	26	7	(1)	年間総捕獲数を8%にした理由がわからない。その根拠があるなら明記してほしい。	「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（クマ類編）」（環境省 2000）に示されている「個体数水準と捕獲数上限の設定」に基づいて8%としています。
4	27	7	(1)	大日本猟友会のHPには、冒頭に次のように明示してあります。「大日本猟友会は絶滅の危険性が生じているクマ類や渡来数の少ないカモ類について、狩猟による捕獲の自主規制を行っています。」 クマの捕殺の役割を担う猟友会の本部が、このように明示していることの意味を慎重に考える必要があると思います。絶滅危険がある野生生物は、先ず「保護」を優先的に考えていただきたいです。	御指摘のとおり、個体群維持の観点から、今後とも猟友会に対して狩猟の自粛を申し入れていくこととしています。
5	27	7	(1)	条例（狩猟禁止）施行の際は、条件をつけることも必要（人畜、農林産物に害を及ぼしたクマはこの限りではない）。	仮に狩猟禁止の措置を講じたとしても、人身被害や、農林産物被害を及ぼした個体については、有害鳥獣捕獲の許可などにより対応することとなります。

番号	頁	章	項目	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
6	27	7	(1)	アンブレラ種であるクマの保護は重要であり、狩猟を禁止してほしい。	<p>近年の、クマの狩猟による捕獲数は約9頭という低い水準で推移しており、地域個体群の存続を脅かす程度にまで達してはいません。したがって、当面狩猟の全面禁止は行わず、狩猟の自粛要請を行うこととします。</p> <p>なお、狩猟による捕獲が捕獲上限数を超えるなど地域個体群の存続が危ぶまれる場合や、狩猟報告が適正に行われていない等狩猟による地域個体群への影響が明らかでないことが判明した場合には、狩猟の禁止を含めた措置について検討することとしています。</p> <p>また、県内個体群の安定的維持の観点から、年間総捕獲数の上限を20頭とし、有害鳥獣捕獲個体については、原則移動放獣を行うこととしています。</p>
7	27	7	(1)	クマは台風や雷におびえパニックに陥り、人里に逃げ込んだ可能性があるため、有害獣の定義付けを再考してほしい。	<p>パニックに陥った個体が入里に迷い込んだ場合であり、人身被害発生の恐れが高いと判断される場合には、有害鳥獣捕獲を実施することとなります。</p> <p>ただし、人身被害の防止を目的とした有害鳥獣捕獲個体については、原則、奥山等へ移動放獣することとしています。</p>
8	28	7	(1)	クマの誤捕獲後の密猟が考えられ、誤捕獲の防止や放獣について技術的支援をするなどの文章を追加する必要がある。	<p>クマの錯誤捕獲を防止するために、イノシシ等の捕獲用のおりには、クマが誤って入っても出られる構造のものを使用するよう努めることとしています。</p> <p>また、錯誤捕獲された個体については、人身被害の危険性がない限り放獣することとしています。</p> <p>なお、鳥獣保護法に違反する狩猟は、同法による取締りの対象となります。</p>
9	28	7	(1)	クマが密猟されていることが考えられ、密猟の防止の文章を追加する必要がある。	<p>鳥獣保護法に違反する狩猟は、同法による取締りの対象となります。</p> <p>また、狩猟報告が適正に行われていない等狩猟による地域個体群への影響が明らかでないことが判明した場合には、狩猟の禁止を含めた措置について検討することとしています。</p>

番号	頁	章	項目	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
10	29	7	(3)	生息地を復元するための具体的目標を示してほしい。	クマの生息環境の保全・整備のために、県内のクマの主な生息地である比良山地、野坂山地、伊吹山地においては、現存する落葉広葉樹林は、森林の保育等に必要な場合を除き、可能な限り減少させないこととしています。 なお、琵琶湖森林づくり基本計画においては、環境林整備事業対象面積および年間間伐実施面積について、平成21年度末の目標をそれぞれ800ha、2,600haとしており、平成21年度中にこれまでの実施状況を踏まえ、次の目標を定めることとしています。
11	29	7	(2)	クマの出没を防ぐための給餌方法が効果を上げているので、民家脇以外の放棄果樹・ドングリなど堅果類はクマに提供もしくは採取し、山地へ置いて、クマの集落への出没を防ぐのに利用してほしい。	クマに対する餌付けは、人なれを促進させ、集落付近に誘引することにより被害発生の原因となることが考えられます。このため、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、クマを指定野生鳥獣種に指定し、その野生個体に対してエサを与えることを原則禁止しています。
12	29	7	(3)	クマは森の番人なので、保護には賛成です。	特定計画の目標を「地域個体群の安定的維持」と「人身被害の回避および林業被害の軽減」とし、対策を進めて参ります。
13	29	7	(3)	クマが住みやすい環境を整備し、殺すことにお金をかけるのではなく、環境を整備するためやクマが人里に近づかないために使ってほしい。	クマの生息環境の保全・整備のために、森林の保全・整備を進めることと共に人間とクマの生活域の境界管理を行い、クマの侵入を防ぐ心理的障壁とするための緩衝地帯を設けるよう努めることとしています。 また、人身被害防止を目的とする有害鳥獣捕獲個体については、原則、移動放獣を行うこととしています。
14	29	7	(3)	奥山に生息地を確保するための具体的な対策を盛り込んでほしい。	クマの生息環境の保全・整備のために、県内のクマの主な生息地である比良山地、野坂山地、伊吹山地においては、現存する落葉広葉樹林は、森林の保育等に必要な場合を除き、可能な限り減少させないこととしています。 なお、琵琶湖森林づくり基本計画においては、環境林整備事業対象面積および年間間伐実施面積について、平成21年度末の目標をそれぞれ800ha、2,600haとしており、平成21年度中にこれまでの実施状況を踏まえ、次の目標を定めることとしています。
15	29	7	(3)	琵琶湖の水環境の悪化が森林の荒廃を誘引しており、動物と共存していける長期的な政策・取組に「森林税」をたくさん使ってほしい。	今後とも、関係機関と連携のもと対策を進めて参ります。

番号	頁	章	項目	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
16	29	7	(3)	生息環境の保全・整備においては、自然植生への復元事業の実施を優先することを明記してほしい。	クマの保護管理を進める上では、クマの生息環境を保全・整備するとともに、人間とクマの生活域を分ける取組を実施することが必要です。このため、森林の保全・整備と共に人間とクマの生活域の境界管理を進めることとしています。
17	29	7	(3)	自然保護、奥山保全をしっかりと認識し、クマを奥山に返す必要がある。	クマの生息環境の保全・整備のために、県内のクマの主な生息地である比良山地、野坂山地、伊吹山地においては、現存する落葉広葉樹林は、森林の保育等に必要な場合を除き、可能な限り減少させないこととしています。
18	30	7	(3)	県内に生息するクマの遺伝的多様性を確保するため、クマの生息域および移動域の連続性の確保が重要であるため、ツキノワグマが生息・移動するのに必要なビオトープネットワークの維持、回復に努めるとの文章を追加する必要がある。	7(3) 「生息域の連続性の確保」および(4) 「近隣府県との連携」において、クマの遺伝的多様性を確保するため、生活域の連続性の維持、回復に努めることとしております。
19	30	7	(4)	人身被害の防止およびクマの生態の把握のために、近隣府県が保持する移動放獣したクマの個体識別情報について情報を共有することについての文章を追加する必要がある。	7(4) 「近隣府県との連携」において、同一個体群が属している近隣府県と緊密な情報交換を行うこととしております。御指摘の点についても、情報の共有を図ることとします。
20	31	8	(1)	個体数算出のためのヘアトラップ法によるデータ収集は、トラップを多く設置し、見回り、回収など莫大な費用がかかるが、費用の割にはサンプル収集には結びつかないと思う。だから調査にかかる費用を防除や立木補償に回してほしい。	適正なクマの保護管理を実施するには、現状を把握するためのモニタリングは必要と考えます。 なお、今後より効果的なモニタリング手法が確立されれば、その活用も始めたいと考えています。
21	31	8	(1)	ヘアトラップ法を使用するときにはハチミツを使うことは餌付けになるのではないかと。またそれによりトラップ周辺の林業被害の誘発、人身事故が起きる可能性もある。	ヘアトラップ調査の際には、誘引物となるハチミツがクマにとられることのないように設置しています。また、集落付近は避け、トラップ設置箇所には看板等により注意喚起を行うなど、被害が発生しないよう取組を行っています。
22	31	8	(1)	県内に防除方法の研究モデル地区を設定して、研究してほしい。	今後の課題として受け止めます。
23	31	8	(1)	地元の方への被害補償や電気柵などの援助を計画案に盛り込んでほしい。	電気柵の設置については、活用が可能な各種助成制度がありますので、そちらを御活用いただきたいと思います。
24	32	8	(1)	8(1)に としてブナ等の堅果類の植生状況の把握という項目を追加し、堅果類の結実状況を把握し、そこから秋の出没の予想をたてるようにするという文章を追加する必要がある。	8(1) 「生息状況」において、堅果類の豊凶等生息環境の把握に努めることとしています。

番号	頁	章	項目	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
25	32	8	(2)	クマは、滋賀県の生態系に存在する1つの種であり、滋賀の豊かな生物多様性を構成する動物であることを広く県民に知らせるとともに、クマに対する適切な対応をとることができるように、県は、クマの生態およびクマからの危険回避について普及・啓発を行うという、文章を追加する必要がある。	8(2) 「普及・啓発について」において、県は、クマに対する正しい知識を身につけ、また、適切な対応をとることができるようにクマの生態等について普及・啓発を行うこととしています。
26	32	8	(2)	県内外を問わずに、広く、防除方法を求め活用してほしい。	御指摘のとおり、県内外にとらわれず、様々な情報を収集し活用したいと思えます。
27	32	8	(2)	鳥獣保護管理のうち駆除の権限が県から市町村に移りつつある。市町村は十分な防除努力をしないで、簡単な解決を求めて、捕殺している傾向にあるので、滋賀県では県の市町村への指導力を失わず、市町村の安易な捕殺、駆除を厳しく県として監視できるシステムを構築してほしい。	クマの有害鳥獣捕獲については、(別紙1)「有害鳥獣捕獲目的のツキノワグマの捕獲に係る許可基準」に基づき、個体群の維持に十分留意しつつ許可を行うこととしています。
28	32	8	(2)	針広混交林化を図りクマが棲める森にしていくために、関連課と連携して別途アクションプランを策定し、それにもとづいて本計画を確実に実行していくことを明記してほしい。	特定計画の実施のための実施マニュアルを、関係各課と協力して作成する予定です。
29	32	8	(2)	保護管理検討委員会に自然保護団体を入れてほしい。	保護管理計画を検討する場として、「特定鳥獣保護管理計画(ツキノワグマ)関係者検討会」を設置しており、この構成員として自然保護団体も参加していただいております。
30	32	8	(2)	生息環境の保全・整備、普及・啓発にあたって、ボランティア団体にも確実に情報が伝わり、すぐに必要な活動ができる体制にしてほしい。	御指摘の点については、マスコミへの資料提供やホームページへの掲載等により情報の周知に努めます。
31	32	8	(2)	稀少生物と人間との共存できる方法を考え、保護する法律を策定してほしい。	本計画の根拠法である鳥獣保護法をはじめ、人と生物との共存を目指した法律、条例は多く定められています。
32	34	(別紙1)	1	カプサイシンスプレーをかけられたクマは興奮状態になり、人身事故の危険があるため、放獣を行う際の嫌悪条件付けはすべきでない。	移動放獣をする際には、再度の集落への出没を防ぐために、人への嫌悪条件付け(学習)を行う必要があると考えます。 なお、嫌悪条件付けされた個体による人身事故は、これまでのところ把握されておりません。
33	35	(別紙1)	1	クマは生息地に食料がなければ人里に出てくるので、2度目に出てきたら殺すということには反対だ。森林が復元するまで何度も放獣するしかない。	再捕獲個体については、放置すれば今後も人里に出てくるなど集落の環境に執着している可能性があり、人身事故発生危険性が高いと判断されるため、殺処分を認めることとしています。生息環境の保全・整備や、人間とクマとの生息環境の棲み分けについても併せて進めることとしています。

番号	頁	章	項目	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
34	37	(別紙1)	3	無防備に山に入る人間が増え、クマと遭遇し、事故が多発している。人間のクマの領分へ侵入を厳しく取り締まり、警告することに力を注いでほしい。	御指摘のとおり、クマによる人身被害の7割程度は、クマの恒常的生息域内で発生しています。したがって、(別紙2)「出沒対応マニュアル」の予防対応において、入山者への注意喚起を行うこととしています。
35	38	(別紙2)	3	入山者への徹底した注意、地元の方への、クマの生態・生息地悪化などの、最近の状況説明・理解など人側の対策を計画案に盛り込んでほしい。	(別紙2)「出沒対応マニュアル」の予防対応において、(2)「入山者への注意喚起」、(3)「周辺住民への呼びかけ」を定め、御指摘の点に取り組むこととしています。

特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）（案）に対する「役所ことば」改善の観点から、
 県政モニターの方々に意見を求め、それらの意見に基づき修正等を行ったもの

番号	頁	章	項目	御意見・情報の内容	御意見に基づく修正等の内容
1	1	1	-	(6行目)「享受する」 もっとわかりやすい表現に。	当計画の根拠法である「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」の目的にもある言葉であるため、原案のとおりとします。
2	3	5	-	(15行目)「結節点」 もう少しわかりやすい言葉に。	御指摘に基づき、「中継地点」と修正します。
3	9	5	(2)	(2行目)「メッシュ内」 メッシュとは？ここでメッシュの説明をすべき。	御指摘に基づき、「メッシュ(区域)内」と修正します。
4	10	5	(2)	(2行目)「(堅果)類」 ？	p10の欄外で説明しています。
5	13	5	(4)	(2行目)「恒常的生息域」 意味がわかりにくい。	御指摘に基づき、欄外に脚注を追加します。
6	13	5	(4)	(表6) 地域欄 現在の市町村がどの地域に入るのか、注としての説明が必要。	御指摘に基づき、欄外に脚注を追加します。
7	25	6	(1)	(4行目)「安定的な個体数」 わかりにくい表現。	御指摘に基づき、「安定して存続が可能な個体数」と修正します。
8	26	7	-	(5行目)「管理ユニット」 ？	p3の欄外で説明しています。
9	28	7	(1)	(2行目)「錯誤捕獲」 注を付けて説明する方がよい。	御指摘に基づき、欄外に脚注を追加します。
10	28	7	(2)	(19行目)「軽減のためには」 「少なくするために」	「精神的被害」は「軽く」する必要もあるため、原案のとおりとします。
11	30	7	(3)	(13行目)「生物環境アドバイザー制度や環境アセスメント制度」 ？	御指摘に基づき、欄外に脚注を追加します。
12	30	7	(3)	(15行目)「アンダーパス、オーバーパス」 説明必要。	御指摘に基づき、欄外に脚注を追加します。
13	30	7	(4)	(下から2行目)「注意を払うものとする」 何をするのか意味不明。	p30下から4行目から記しているとおり、近隣府県と緊密に情報交換を行い、必要に応じ各府県の取組を促したり、本県の施策内容を見直すものとしてします。

番号	頁	章	項目	御意見・情報の内容	御意見に基づく修正等の内容
14	31	8	-	(3行目)「成果が上げられない不確実性を伴う」 「成果が上げられていない」	「不確実性」があるため、「順応的管理」を行う必要があります。このため、原案のとおりとします。
15	31	8	-	(5行目)「順応的管理」 むりにむずかしいことばに言いかえなくてもいいのでは。	「順応的管理」とは、野生動物の保護管理法として非常に重要な考え方です。このため、この計画では「順応的管理」という言葉を使用しています。
16	31	8	(1)	(13行目)「ヘアトラップ調査」 ?	御指摘に基づき、p11の欄外に脚注を追加します。
17	32	8	(2)	(最終行)「見直すこととする」 つまり何もしないこととなります。	p33上から1行目に記しているとおり、「特定計画の内容を見直すことが必要となった場合」に、現状に適正に対応するため見直すこととしています。
18	34	別紙1	1	(10行目)「止めさし」 ?	御指摘に基づき、欄外に脚注を追加します。
19	34	別紙1	1	(最終行)「嫌悪条件」 ?	御指摘に基づき、欄外に脚注を追加します。
20	34	別紙1	1	(下から2行目)「カブサイシンスプレー」 注必要。	御指摘に基づき、欄外に脚注を追加します。
21	38	別紙2	3	(下から11行目)「緩衝帯」 ?	本文p29(3)に記載しています。
22	42	別紙2	4	(5行目、11行目、下から4行目)「もしくは」 「または」	御指摘のとおり修正します。
23	45	別紙2	4	(下から7行目)「遺棄しない」 「捨てない」	御指摘に基づき「放置しない」と修正します。
24	47	別紙2	4	(出没記録表) 連絡先欄 電話のことだと思うが、はっきりと電話(TEL)と明記すべき。	御指摘のとおり修正します。
25	概要	裏		(被害防除の2)「テープ巻き」 説明を付けてほしい。	御指摘に基づき、本文p24、1行目の「テープ巻き」を「スギヤヒノキ等の地際からテープ等をらせん交差状に巻き付ける方法(以下「テープ巻き等」という。)」と修正します。
26	概要	裏		(生息環境の保全・整備の1)「緩衝帯」 どのような物?	本文p29(3)に記載しています。